

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和42年4月1日から49年4月30日まで、継続してA社に勤務したが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の同社C支店の資格喪失日が42年9月30日とされ、同年9月の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明及び従業員カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年4月のA社C支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が被保険者資格の喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳になる前から市町村役場へ行く機会があり、役場職員から、20 歳になったら国民年金に加入しなければならないと言われて知っていたところ、母親から国民年金に加入するよう勧められたので、20 歳到達後すぐに母親と二人で市町村役場に出向いて国民年金の加入手続を行った。

また、役場職員から「国民年金保険料は一括で払うことができ、お金が有るのならまとめて納めた方がよい。保険料額は 50 万円である。」との説明を受けていたので、加入手続時から少なくとも 2、3 か月以内に、国民年金保険料として約 50 万円を役場窓口でまとめて納付したことを明確に記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳到達後すぐに母親と二人で市町村役場に出向いて国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、社会保険事務所（当時）の国民年金受付処理簿により確認できる申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号の任意加入被保険者新規資格取得日（昭和 51 年 1 月 30 日）、及び市町村の国民年金被保険者名簿により確認できる申立人及びその妻の国民年金保険料の過年度納付日（昭和 51 年 1 月 30 日）から判断すると、申立人は、昭和 51 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認することができることから、申立人の主張する加入時期とは相違する上、当該手続時点（昭和 51 年 1 月頃）において、申立期間は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「市町村役場の説明どおり、20 歳到達後すぐに国民年金保険料として約 50 万円を役場でまとめて納付したことを明確に記憶している。」と一貫して主張しているが、申立期間の保険料額又は当時、前納が可能であった期間に係る保険料額と申立人の主張する金額とは大きく異なっている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時及び申立期間に係る保険料の納付時に一緒に市町村役場に出向いたとされる申立人の母親は、既に他界しており、申立人の主張以外、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 661 (事案 199 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 21 年 3 月 17 日付けの年金記録に係る確認申立てに対し、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、今回、新たに入手した資料により、申立期間当時、私が A 会の臨時職員であったことが明らかとなったために再申立てをするので、B 組合での厚生年金保険加入期間とされている現在の記録を削除してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) オンライン記録により、A 会は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 申立人及び複数の同僚は、申立人が申立期間を含む前後の期間において、B 組合に継続して勤務していたと供述していること、iii) オンライン記録等において確認できる厚生年金保険の被保険者期間と雇用保険の加入期間が一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 5 日付けの総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、市町村から新たに入手した資料「申立人による B 組合の雇用記録訂正申出に関するメモ」において、「B 組合から入手した回議書及び雇用記録の中で、私が同組合に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、「昭和 44 年 4 月の 1 か月間は、A 会の臨時職員として、同会からの無給嘱託で B 組合に勤務。」とされている記載内容について、同組合が「雇用記録を訂正することはしない。」と発言していることが確認できる上、労働委員会による個別的労使紛争のあっせんにおいても、同組合は回議書の正当性を主張し、記録訂正を拒否したことから、当時、私が

A会の臨時職員であったことが明らかになった。」と主張し、再度、記録の訂正を申し立てている。

しかし、これらは、いずれもB組合が自ら作成した回議書及び雇用記録の内容を訂正しない旨の意思表示をしたことが確認できるにすぎず、当委員会の当初の決定を変更する必要性は認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年6月1日から12年5月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成10年1月10日から11年6月1日までの期間及び12年5月1日から同年9月8日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月10日から12年9月8日まで

私がA社に勤務した期間の標準報酬月額については、所持している給与支給明細書等に記載されている給料額よりも低額とされているので、実際に支給された給料額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年6月から同年9月までの標準報酬月額は20万円、同年10月から12年4月までは28万円と記録されているところ、申立人から提出のあった給与支給明細書及び普通預金通帳により、当該期間の標準報酬月額については、事業主により給与から標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「私は、A社の総務事務担当者として、給与計算や社会保険関係の事務を行っていた。」と供述するとともに、「前任者から、「社長の奥様の指示で、従業員の標準報酬月額を低く届け出るように。」との引継ぎを受け、そのように事務処理をしていた。」と、不適切な事務処理に関与していたことを自ら認めている。

また、申立人がA社で給与計算や社会保険関係の事務をしていたことは、複数の同僚が「申立人が一人で給与計算や社会保険関係の事務をしてい

た。」旨の供述をしていることから裏付けることができ、申立人は経理や社会保険に係る職務への関与や影響力が大きかったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間のうち、平成10年1月10日から11年6月1日までの期間及び12年5月1日から同年9月8日までの期間については、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与支給明細書等の資料は無い。

また、オンライン記録において、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険資格を取得していることが確認できる同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であったという事情は見当たらない上、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間については、仮に、給料明細書等により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、前述のとおり、特例法第1条第1項ただし書の適用により、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。